名　称	主たる事務所の所在地	登録年月日
鳥取県電気工事業工業組合	鳥取県鳥取市田島六百四十八番地	平成二十八年五月三十一日
島根県電気工事工業組合	島根県松江市南田町百二十五番地四十五	平成二十八年五月三十一日
岡山県電気工事工業組合	岡山県岡山市南区豊成一丁目九番九―三号	平成二十八年五月三十一日
広島県電気工事工業組合	広島県広島市中区大手町五丁目十五番五号	平成二十八年五月三十一日
山口県電気工事工業組合	山口県山口市中央二丁目四番五号	平成二十八年五月三十一日

○経済産業省告示第百六十八号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

学校の名称	学部・学科名	備考
広島国際学院大学	総合工学科電気システム専攻	平成二十八年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第百六十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

学校の名称	学部・学科	備考
尼崎市立尼崎工業高等学校	電気科	平成二十八年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○経済産業省告示第百七十号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

第四条第一項第一号の表北陸電力株式会社の項中「四・四一円」を「四・四六円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「六・四二円」を「六・四八円」に改め、同項第二号イ中「八・七四円」を「八・七七円」に改め、同号ロの表東京電力株式会社の項中「東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社」に改め、同条第二項第一号の表中東京電力株式会社の項を次のように改める。

東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・八〇円

第四条第一項第一号の表北陸電力株式会社の項中「四・四一円」を「四・四六円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「六・四二円」を「六・四八円」に改め、同項第二号イ中「八・七四円」を「八・七七円」に改め、同号ロの表東京電力株式会社の項中「東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社」に改め、同条第二項第一号の表中東京電力株式会社の項を次のように改める。

東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一〇・〇六円

○経済産業省告示第百七十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）附則第九条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

第四条第一項第一号の表北陸電力株式会社の項中「四・四一円」を「四・四六円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「六・四二円」を「六・四八円」に改め、同項第二号イ中「八・七四円」を「八・七七円」に改め、同号ロの表東京電力株式会社の項中「東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社」に改め、同条第二項第一号の表中東京電力株式会社の項を次のように改める。

東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社	一キロワット時当たり一一・八〇円

第四条第二項第一号の表北陸電力株式会社の項中「七・〇六円」を「七・一三円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「八・二二円」を「八・二九円」に改め、同項第二号イ中「一〇・七四円」を「一〇・七八円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年六月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百八十七号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年八月六日及び同月七日の午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十八年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百八十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一の1一般会計の表中「及び密集市街地総合防災事業」を「、密集市街地総合防災事業及び空き家対策総合支援事業」に改め、同表中「緑地環境整備総合支援事業費補助」を削り、同表中「港湾関係の事業」を「港湾関係の事業及び社会資本整備円滑化地籍整備事業」に改め、東日本大震災復興特別会計の表中「防災対策推進社会資本整備総合交付金（港湾関係の事業を除く。）」を削る。

一の3一般会計の表中「及び密集市街地総合防災事業」を「、密集市街地総合防災事業」に改め、同表中「密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）」の下に「及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月二十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

総合法律支援法の一部を改正する法律

宅地建物取引業法の一部を改正する法律

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律

児童福祉法等の一部を改正する法律

承認を求めるの件送付通知書受領

五月二十七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案提出

五月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美外六名提出）

官民連携事業の推進に関する法律案（佐田玄一郎外四名提出）

チーム学校運営の推進等に関する法律案（福井照外五名提出）